

第5章

数値目標と

確保のための方策

(第4期東大和市障害福祉計画)

本章の内容は、第4章「障害者に係る施策の展開」のうち、障害者総合支援法で規定する障害福祉サービス等の数値目標と確保のための方策を示すものです。

第2節から第4節の内容は、第4章と重複する部分があります。見込み量（目標値）については、原則として第4章と一致しますが、国の基本的な指針により見込み量（目標値）の記載方法が規定されているため、表現が異なるところが一部ありますことをご了承ください。

第5章 数値目標と確保のための方策（第4期東大和市障害福祉計画）

第1節 平成29年度の数値目標

国の基本的な指針では、障害のある人の自立支援の観点から、市町村が策定する障害福祉計画において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」について成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成25年度末時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

目標の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者の**12%以上が地域生活に移行すること**とするとともに、これにあわせて平成29年度末の施設入所者を平成25年度末時点から**4%以上削減すること**を基本とする。

また、目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となって当該施設に引き続き入所している者は含めない。

【東京都の基本的考え方】

ア 施設入所者の地域生活移行に関する考え方

- ① 国の基本指針に即しつつ、区市町村の実情も踏まえて設定する。
- ② 未達成割合の取扱いについては、現行計画期間中の実績や東京都の実情も踏まえて対応する。

イ 入所施設の定員に関する考え方

- ① 入所定員数が、**7,344人(第3期までの目標定員数)**を超えない。
- *入所待機者等の状況を踏まえ、入所施設が真に必要な者について適切に把握し、実情に応じて設定すること。
 - *既存施設入所者の地域移行促進と同時に、移行によって生じた空き定員を、都外施設の入所者や障害児施設における18歳以上の入所者を都内施設で受け入れるために活用する必要がある。
 - *引き続き、都内の未設置地域における「地域生活支援型入所施設」の整備を推進し、また、18歳以上の入所者に対応した障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。

【市の目標設定】

項目	数値	説明
地域生活移行者数		
算定基礎数値	47人	平成25年度末現在の施設入所者数
目標値	6人 (14.6%)	平成26年度から平成29年度末までの間に地域移行する見込み者数
未達成者数 (未達成割合)	4人 (9.5%)	第3期目標値(10人)のうち平成26年度末まで未達成の見込み者数
施設入所者数		
算定基礎数値(A)	47人	平成25年度末現在の施設入所者数
目標値(B)	42人	第3期計画の目標値 第3期計画の目標値を超えないものとする。
削減見込	5人	(A) - (B)
(参考)待機者数	9人	平成26年10月1日現在の施設入所待機者数

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国の基本指針】

「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、都道府県において、平成27年度から平成29年度までの入院中の精神障害者の地域移行に関する目標値を設定する。

- ① 入院後3か月時点での退院率
平成29年度における退院率を、**64%以上**とする。
- ② 入院後1年時点での退院率
平成29年度における退院率を、**91%以上**とする。
- ③ 長期在院者（入院期間が1年以上である者）数
平成29年6月末時点の在院者数を平成24年6月末時点から**18%以上**削減する。

【東京都の基本的考え方】

東京都においては、これまでの「精神障害者地域移行体制整備支援事業」の実績を踏まえ、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が円滑に機能するための地域生活への移行支援の仕組みづくりや、広域的な調整、人材育成等、成果目標の達成に向けた取組が必要である。

区市町村は、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める。

【市の目標設定】

第4期障害福祉計画においては、都道府県が入院中の精神障害者の地域移行に関する目標値を設定することとされ、市において目標設定を行いません。

また東京都から、現住所が当市にある方の東京都内の精神科医療機関への入院者数の推移について情報提供があり、以下のとおりとなっています。

精神科医療機関からの地域移行に伴い、必要な障害福祉サービス及び相談支援の量を見込みます。

平成22年度		平成23年度		平成24年度	
入院患者数	(再掲) 1年以上 入院者数	入院患者数	(再掲) 1年以上 入院者数	入院患者数	(再掲) 1年以上 入院者数
94	45	101	57	103	53

(注)・各年6月30日現在の入院患者数

・現住所が当市であるが、入院前住所地が異なる場合がある。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

新たに「地域生活支援拠点等の整備」を成果目標として設定し、平成29年度末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとしている。

地域生活支援拠点等とは、障害者の高齢化・重度化や「親なき後」も見据え、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化するために、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制（面的な体制）をいう。

【東京都の基本的考え方】

東京都においては、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ整備をすることを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定し、国のモデル事業の取組を踏まえて、必要な支援を検討していく。

【市の目標設定】

目標値（平成29年度末の設置箇所数）	0か所
--------------------	-----

4 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の**2倍以上**とすることを基本とする。

また、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数が、平成25年度末の利用者数の**6割以上**増加すること、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の**5割以上**とすることを目指す。

【東京都の基本的考え方】

- ① 福祉施設から一般就労への移行者
国の基本指針に即しつつ、現行計画の実績等を踏まえて目標数値を設定する。
- ② 就労移行支援事業の利用者数
東京都においては、「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数の成果目標を独自に定めることとして、平成29年度の目標値を2,000人～2,500人を基本に今後精査していく。
- ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率
国の基本指針に即しつつ、現行計画の実績等を踏まえて目標数値を設定する。

【市の目標設定】

項目	数値	説明
区市町村就労支援事業による一般就労者数		
算定基礎数値 (A)	12 人	平成 25 年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労した者の数
目標値	15 人	平成 29 年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労する者の数
就労移行支援事業利用者数		
算定基礎数値	12 人	平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数
目標値	20 人	平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数 66.6%増と見込む。
就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合		
算定基礎数値 (A)	0 か所	平成 25 年度の実績 市内に就労移行支援事業所はない。
目標値	1 か所	平成 28 年度に (仮称) 東大和市総合福祉センターに 1 か所開所する予定である。

第2節 障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策

国の基本的な指針では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量とその確保のための方策を定めることとしています。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成27年度から平成29年度までの見込み量とその確保のための方策を定めます。

見込み量等は、第3期計画期間の各サービスの利用状況、前節の数値目標、特別支援学校卒業見込み者数、転入者等を勘案して定めます。

※各表とも、平成24年度、25年度は実績数値。平成26年度は第3期計画における見込数値。平成27年度から29年度までは、第3期計画で定める見込数値です。

1 訪問系サービス

(1か月当たりの利用者数、利用時間数)

(単位：人、時間)

		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
居宅介護	人数	137	140	163	150	155	160
	時間	1,413	1,316	1,650	1,500	1,550	1,600
重度訪問 介護	人数	21	13	19	15	16	17
	時間	4,696	4,338	6,200	5,000	5,300	5,600
同行援護	人数	19	17	20	23	26	29
	時間	292	309	370	410	460	510
行動援護	人数	2	3	4	3	4	4
	時間	14	29	40	30	40	40
重度障害者 等包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
合 計	人数	179	173	206	191	201	210
	時間	6,415	5,992	8,260	6,940	7,350	7,750

《サービス内容》

- 居宅介護…自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。障害支援区分1以上の方（障害児はこれに相当する状態）が対象となります。
- 重度訪問介護…重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。原則、障害支援区分4以上の方が対象となります。
- 同行援護…視覚障害により、移動困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提

供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。

○行動援護…知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害支援区分3以上で行動障害のある方が対象となります。

○重度障害者等包括支援…常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害支援区分6以上で意思疎通が著しく困難である等の方が対象となります。

《サービスの見込み量》

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は、第3期計画期間の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。重度障害者等包括支援は、対象者の基準、サービス提供事業者の体制等を考慮して0人と見込みました。

《見込み量確保のための方策》

平成26年10月1日現在、市内に居宅介護15か所、重度訪問介護14か所、同行援護8か所、行動援護3か所の事業所があります。重度障害者等包括支援の事業所はありません。

市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

事業所連絡会を随時開催する等により、サービス提供体制の充実やサービスの質の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
生活介護(入所系)	45	46	42	44	43	42
生活介護(通所系)	83	91	84	102	108	114
合計	128	137	126	146	151	156

《サービス内容》

常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上(入所の場合は区分4以上)又は50歳以上の区分2以上(入所の場合は区分3以上)の方が対象となります。

《サービスの見込み量》

○入所系…養護者の高齢化等さまざまな理由により入所者が増えています。現入所者については、第3期末(平成26年度末)の目標値(42人)を平成29年度の目標値とします。

○通所系…第3期の計画期間では、特別支援学校卒業生や転入者以外に、障害の重度化等により見込みを上回る利用者数となりました。今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

《見込み量確保のための方策》

- 入所系…市外の事業者による施設入所支援と合わせて提供します。
- 通所系…①平成28年4月開設予定の（仮称）東大和市総合福祉センターで、生活介護の定員を拡充し提供体制を確保します。②同センターで、医療的ケアが必要な方へのサービスも提供し、比較的重度な方の受入れを確保します。

(2) 自立訓練

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	9	12	5	18	24	28

《サービス内容》

- 機能訓練…身体障害者を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
- 生活訓練…知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

《サービスの見込み量》

- 機能訓練…市内・近隣に事業所がなく、対象者も見込みがありません。
- 生活訓練…第3期の計画期間において、主に精神障害者で近隣市の事業所を利用する方が増えています。平成28年4月開設予定の（仮称）東大和市総合福祉センターで、事業開始が予定されており、今後、知的障害者を中心に利用が増えると見込まれます。

《見込み量確保のための方策》

現在、市内に自立訓練事業所はありません。平成28年4月開設予定の（仮称）東大和市総合福祉センターで、自立訓練（生活訓練）事業を開始することとしており、これにより提供体制を確保します。

(3) 就労移行支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
就労移行支援	7	12	12	15	18	20

《サービス内容》

一般就労を希望する方に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。

《サービスの見込み量》

特別支援学校卒業生を中心に、第3期の計画期間に見込みを上回る利用がありました。

今後も利用が増えるものと見込まれます。

《見込み量確保のための方策》

現在、市内に就労移行支援事業所はありません。平成28年4月開設予定の（仮称）東大和市総合福祉センターで、就労移行支援事業を開始することとしており、これにより提供体制を確保します。

（４）就労継続支援

（1か月当たりの利用者数）

（単位：人）

	24年度 （実績）	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	29年度 （見込）
就労継続支援A型	1	3	0	4	5	6
就労継続支援B型	262	280	272	305	320	330

《サービス内容》

- A型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
- B型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

《サービスの見込み量》

- A型…第3期の計画期間において、近隣市に事業所ができたことにより、一般就労との中間的就労としての利用が出てきました。今後も少しずつ利用が増えるものと見込みます。
- B型…市内の小規模作業所等の新体系への移行、新規事業所の開設により市内での利用定員が広がりました。特別支援学校卒業生を中心に今後も利用が増えるものと見込まれます。

《見込み量確保のための方策》

市内では、新体系移行や新規事業所開設により、平成26年10月現在、B型事業所が12か所あります。①平成28年4月開設予定の（仮称）東大和市総合福祉センターで、就労継続支援B型の定員を拡充し提供体制を確保します。②事業所連絡会等を通して、サービスの質の向上を目指します。

（５）療養介護

（1か月当たりの利用者数）

（単位：人）

	24年度 （実績）	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	29年度 （見込）
療養介護	14	13	14	13	14	14

《サービス内容》

医療を必要とし、常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

《サービスの見込み量》

対象が限定されるサービスであり、現在は利用者が13名です。重症心身障害者施設入所待機者が数名おり、施設に空きが生じた場合利用が増えるものと見込みました。

《見込み量確保のための方策》

重症心身障害者入所施設は市内に1か所、近隣市に数か所あります。これらの施設で、提供体制を確保します。

(6) 短期入所

(1か月当たりの利用者数、利用日数)

(単位：人、日)

		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
福祉型	人数	28	29	27	31	32	33
	日数	147	176	160	200	210	220
医療型	人数	15	16	15	18	19	20
	日数	110	98	100	120	130	140
合計	人数	43	45	42	49	51	53
	日数	257	274	260	320	340	360

《サービス内容》

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。短期入所のうち、医療機関において重症心身障害児・者等に対して実施するものを医療型といいます。

《サービスの見込み量》

第3期の計画期間において、見込みを上回る利用がありました。福祉型の中には、介護者の病気などにより、長期間にわたって利用したケースもありました。医療型では、重症心身障害児の利用が増えています。第3期の利用実績に基づいて利用を見込みました。

《見込み量確保のための方策》

①福祉型については、平成28年4月開設予定の(仮称)東大和市総合福祉センターで、短期入所事業を開始することとしており、市内及び近隣市の事業所の活用を合わせて、提供体制を確保します。②医療型については、市内及び近隣市の事業所を活用して、提供体制を確保します。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
知的・身体障害者	51	50	63	68	73	78
グループホーム	6	3	8	68	73	78
ケアホーム	45	47	55	—	—	—
精神障害者	7	10	13	11	12	13
グループホーム	7	10	13	11	12	13
ケアホーム	0	0	0	—	—	—
合 計	58	60	76	79	85	91
グループホーム	13	13	21	79	85	91
ケアホーム	45	47	55	—	—	—

《サービス内容》

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

平成26年4月からケアホームがグループホームに統合され、外部サービス利用型又は介護サービス包括型として運営されることとなりました。

《サービスの見込み量》

○知的障害者・身体障害者…知的障害者について、第3期の計画期間において、新規施設の開所、介護者の高齢化、児童養護施設からの退所者等で利用者が増えました。入所施設からの地域移行に伴う利用は2名にとどまりました。第4期においては、施設入所者の地域移行に努めますが、在宅からの利用ニーズも高く、第3期の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。利用者の高齢化・重度化が進んでおり、今後、設備や支援体制での課題が増すものと思われま。

○精神障害者…通過型（原則利用期間3年）で運営されているため、利用はほぼ横ばいであると予測します。精神科病院入院者の地域移行に備えて微増の見込みとしました。通過型であるが地域移行が困難な方が増えており、今後、あり方を検討する必要があります。

《見込み量確保のための方策》

現在、市内に外部サービス利用型グループホームが3か所（定員15人）、介護サービス包括型グループホームが24か所（定員117人）があり、市内の方が39人利用しています。他は、他市の施設を利用しています。

知的障害者の利用は今後も増える見込まれるため、市内法人による施設設置の支援を今後も続けていきます。

市内のグループホームは、小規模法人の運営するグループホームが多く、利用者の高齢化・重度化や生活面の課題への対応等が求められており、サービスの質を向上させるための支援への取組みが必要です。

(2) 施設入所支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
施設入所支援	45	47	42	44	43	42

《サービス内容》

施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《サービスの見込み量》

第3期の計画期間に地域移行の推進を図りましたが、やむを得ない事情による新規入所者があり、平成26年度末の見込み量の達成は困難です。第4期においては、第3期末(平成26年度末)の目標値(42人)を平成29年度の目標値とします。

《見込み量確保のための方策》

現在、市内に入所施設はありません。市外の事業者により生活介護等と合わせて提供します。

4 相談支援サービス

- (1) 計画相談支援
- (2) 地域移行支援
- (3) 地域定着支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
計画相談支援(人/月)	1	32	109	100	105	110
地域移行支援(人/月)	0	1	4	2	2	2
地域定着支援(人/月)	0	0	9	2	4	6

《サービス内容》

- 計画相談支援…障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
- 地域移行支援…施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。
- 地域定着支援…居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。

《サービスの見込み量》

- 計画相談支援…平成26年度末までに障害福祉サービス全利用者に拡大します。その後、各サービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。
- 地域移行支援…施設から地域生活に移行する方、精神科病院を退院して地域生活に移行する方に支給します。
- 地域定着支援…居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し支給します。

《見込み量確保のための方策》

現在、市内には、委託による指定相談支援事業所が1か所、その他の相談支援事業所が5か所あります。今後の利用者の増を考慮し、さらなる事業所の拡大を図り、提供体制を確保します。

また、平成28年4月開設予定の（仮称）東大和市総合福祉センターで、相談支援事業を行うことにより、サービス提供体制の拡充を図ります。

第3節 地域生活支援事業の実施に関する事項

国の基本的な指針では、市町村の実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、①実施する事業の内容、②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、③各事業の見込み量の確保のための方策を定めることとしています。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成27年度から平成29年度までの見込み量とその確保のための方策を定めます。

※各表とも、平成24年度、25年度は実績数値。平成26年度は第3期計画における見込数値。平成27年度から29年度までは、第4期計画で定める見込数値です。

1 理解促進研修・啓発事業

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

障害のある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

市民を対象に障害のある方への理解を深めるための催し（障害者理解促進事業等）を実施します。また、障害者週間に合わせて、障害者理解・啓発のためのパネル展示等を行います。

2 自発的活動支援事業

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
自発的活動支援事業	—	—	—	実施	実施	実施

《事業の内容》

障害のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

障害者団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、市ホームページ等を活用して、市民に広く周知する支援を行います。

3 相談支援事業

(1) 相談支援事業

(実施箇所数又は設置・実施の有無)

(単位：箇所)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
障害者相談支援事業	1	1	1	1	2	2
基幹相談支援センター	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

①障害者相談支援事業

精神障害者を対象とした相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。平成27年度以降も継続して実施します。

身体障害者・知的障害者の相談支援事業については、平成28年4月開設予定の(仮称)東大和市総合福祉センターで開始することとしています。

②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関との位置づけであるため、相談支援事業所の整備状況等を踏まえて、設置について検討します。

③地域自立支援協議会

平成21年度から実施しました。専門部会の活動を活発に行うほか、平成24年4月から法定化された趣旨を踏まえて、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善の推進等のために十分に機能が果たせるよう活性化を図ります。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

(実施の有無)

(単位：箇所)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在、精神障害者を対象として、社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も、困難事例への対応等のため、関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

身体障害者・知的障害者の機能強化事業については、平成28年4月開設予定の(仮称)東大和市総合福祉センターで開始することとしています。

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

（実施の有無）

（単位：箇所）

	24年度 （実績）	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	29年度 （見込）
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

《事業の内容》

不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

事業の実施について検討します。

4 成年後見制度利用支援事業

（年間の助成件数）

（単位：件）

	24年度 （実績）	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	29年度 （見込）
成年後見制度利用支援事業	0	1	1	2	3	4

《事業の内容》

成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部又は一部）を助成します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

市長申立ての場合に、申立てに要する費用を助成しています。知的障害者・精神障害者及びその保護者の高齢化により、申立てが増えており、今後も継続して実施します。市長申立て以外の者への報酬助成については、今後、検討します。

5 成年後見制度法人後見支援事業

（実施の有無）

（単位：箇所）

	24年度 （実績）	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	29年度 （見込）
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	—	未実施	未実施	未実施

《事業の内容》

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

市における法人後見のあり方等の検討を進めていきます。

6 コミュニケーション支援事業

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
手話通訳者の派遣 (実利用者数)	20	21	18	23	24	25
要約筆記者の派遣 (実利用者数)	4	3	6	5	5	6
点訳・音訳支援事業 (実利用者数)	25	26	28	27	28	29
手話通訳者設置事業 (年間延利用者数)	114	123	160	140	150	160
奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員登録者数)	11	12	16	14	15	16

《事業の内容》

- ①手話通訳者の派遣を行います。
- ②要約筆記者の派遣を行います。
- ③視覚障害のため情報取得に困難な方に、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだよりを希望者に配付します。
- ④公共施設等に手話通訳者を設置します。
- ⑤一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。また、手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を実施します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

- ①手話通訳者の派遣事業は、委託により実施しています。平成27年度以降も継続して実施します。
- ②要約筆記者の派遣事業は、手話通訳者の派遣事業と合わせて委託により実施しています。平成27年度以降も継続して実施します。
- ③点訳・音訳による支援事業は、音声版の市報・こうみんかんだよりを希望者に配付しています。平成27年度以降も継続して実施します。
- ④手話通訳者設置事業は、平成23年度から市役所において実施しました。平成27年度以降も継続して実施します。
- ⑤奉仕員養成研修事業については、現在手話講習会を実施しています。手話通訳者養成講座は、平成25年度から市の事業として実施しました。平成27年度以降も継続して実施します。

7 日常生活用具給付等事業

(年間の給付件数)

(単位：件)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
介護・訓練支援用具	9	9	10	10	10	10
自立生活支援用具	26	18	20	20	20	20
在宅療養等支援用具	12	17	10	15	15	15
情報・意志疎通支援用具	17	13	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	2,026	1,981	2,140	2,100	2,150	2,200
居宅生活動作補助用具	0	1	3	3	3	3
合 計	2,090	2,039	2,198	2,163	2,213	2,263

《事業の内容》

障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

- 現在実施しています。
- 平成27年度以降も継続して実施します。
- 給付種目について、自立支援のための必要性を勘案して見直し・拡充を図ります。

8 移動支援事業

(1か月当たりの利用者数、利用時間)

(単位：人、時間)

		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
個別支援型	人数	129	139	130	160	170	180
	時間	1,270	1,302	1,300	1,400	1,450	1,500
グループ支援型	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

《事業の内容》

屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

- 現在、個別支援型を実施しています。
- 平成27年度以降も継続して実施するとともに、登録事業所の拡大に取り組み、利便性の確保に努めます。
- グループ支援型については、現状では利用者のニーズが少ないため、平成27年度以降、実施の必要性について検討します。

9 地域活動支援センター

(実施箇所数、実利用者数)

(単位：箇所、人)

		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
I型	実施箇所数	1	1	1	1	2	2
	実利用者数	130	123	146	130	233	246
II型	実施箇所数	1	1	1	1	0	0
	実利用者数	33	50	75	50	0	0

《事業の内容》

基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。

また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。

地域活動支援センターII型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

○地域活動支援センターI型は、東大和市精神障害者地域生活支援センターウエルカムで精神障害者を対象に、同II型は、市立みのり福祉園で身体障害者を対象に実施しています。

○精神障害者対象の事業は、ウエルカムで平成27年度以降も継続して実施します。

○身体障害者・知的障害者対象の事業は、平成28年4月開設予定の（仮称）東大和市総合福祉センターで、I型事業として開始することとしています。みのり福祉園のII型事業は廃止となります。

10 その他の事業

上記の必須事業以外の事業で、自立した日常生活、社会生活を営む上で必要な支援事業として以下の事業を実施します。

(1) 訪問入浴サービス事業

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
訪問入浴サービス事業	18	19	21	21	22	23

《事業の内容》

入浴困難な在宅の重度障害者に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成27年度以降も継続して実施します。

(2) 更生訓練費給付事業

(1か月当たりの給付者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
更生訓練費給付事業	0	0	2	0	0	0

《事業の内容》

施設に入所又は通所している障害のある人で、社会復帰のための訓練を受けている者に対しその訓練を効果的に受けられるよう必要な経費に充てるための金銭を給付します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在、対象者がいません。対象者要件を満たす者に対して適切に給付します。

(3) 就職支度金給付事業

(年間の給付者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
就職支度金給付事業	1	2	5	5	5	5

《事業の内容》

施設に入所又は通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

対象となる方に給付します。

平成27年度以降も継続して実施します。

(4) 日中一時支援事業

(実施箇所数、1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
実施箇所数	8	8	8	8	9	9
実利用者数	28	24	24	26	36	38

《事業の内容》

障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成27年度以降も継続して実施します。登録事業所の拡大に努めます。

平成28年4月開設予定の(仮称)東大和市総合福祉センターで、身体障害児・者及び知的障害児・者を対象とした事業を開始することとしています。

(5) 自動車運転免許取得費助成事業

(年間の助成者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
自動車運転免許取得費助成事業	0	1	3	3	3	3

《事業の内容》

自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成27年度以降も継続して実施します。

(6) 自動車改造費助成事業

(年間の助成者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
自動車改造費助成事業	2	1	4	3	3	3

《事業の内容》

自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成27年度以降も継続して実施します。

(7) 住宅設備改善費給付事業

(年間の給付件数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
中規模改修	3	1	4	3	3	3
屋内移動設備設置	3	2	1	2	2	2

《事業の内容》

重度の身体障害者が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成27年度以降も継続して実施します。

第4節 障害児支援の見込み量とその確保のための方策

国の基本的な指針において、平成24年度から新たに児童福祉法に規定された障害児支援についても、必要量を見込み、その体制整備について障害福祉計画に定めるよう努めることとされました。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成27年度から平成29年度までの見込み量とその確保のための方策を定めます。

見込み量等は、第3期計画期間の各サービスの利用状況、障害児の状況等を勘案して定めます。

1 児童発達支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
児童発達支援	8	28	—	35	40	45

《サービス内容》

障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。

《サービスの見込み量》

平成25年度から、やまとあけぼの学園が児童発達支援事業所となり、通園児がサービスを利用しています。発達障害の児童が増えていることもあり、近隣市の事業所を利用する方も増えています。

《見込み量確保のための方策》

市内の事業所はやまとあけぼの学園1か所です。市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

2 医療型児童発達支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
医療型児童発達支援	0	0	—	0	0	0

《サービス内容》

医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。

《サービスの見込み量》

対象及びサービス提供事業所が限られていることから、サービスの見込み量は0人となりました。

《見込み量確保のための方策》

利用希望者に対して適切に支給決定を行います。

3 放課後等デイサービス

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
放課後等デイサービス	23	43	—	55	60	65

《サービス内容》

学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。

《サービスの見込み量》

平成24年度に1か所、平成25年度に1か所、地域デイグループから放課後等デイサービスに移行して、通所児がサービスを利用しています。市内の事業所は主に知的障害児が対象であるため、肢体不自由や発達障害の児童で、近隣市の事業所を利用する方も増えています。

《見込み量確保のための方策》

市内の事業所は2か所です。市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

4 保育所等訪問支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
保育所等訪問支援	0	0	—	0	0	0

《サービス内容》

障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。

《サービスの見込み量》

サービス提供事業所が限られていることから、サービスの見込み量は0人としました。

《見込み量確保のための方策》

利用希望者に対して適切に支給決定を行います。

5 障害児相談支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
障害児相談支援	0	0	—	17	20	23

《サービス内容》

障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

《サービスの見込み量》

平成26年度中に障害児通所支援全利用者に拡大します。その後、各サービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。

《見込み量確保のための方策》

市内の障害児相談支援事業所は4か所です。今後の利用者の増を考慮し、さらなる事業所の拡大を図り、提供体制を確保します。

